

日吉台学区自治連合会会則施行規則

平成12年2月19日 制定
平成14年5月12日 全部改正
令和元年7月13日改正

1 第6条（会費）関係

本会の会費は、毎年度4月1日において会員の属する1世帯につき、年額2000円とする。

2 会費及び事業分担金等の納入

各自治会は、本会の予算の定めるところにより、次に掲げる会費及び事業分担金等を会員から受領し、自治連合会に納入しなければならない。

- (1) 会則第6条に定める会費
- (2) 事業分担金
- (3) 関連団体への補助金
- (4) 負担金及び寄付金

3 専決処分

会則又はこの施行規則において総会の議決によるとされている事項について、緊急を要し総会を開催する暇がないときは、会則の改正、資産の処分等重要なものを除き、役員会の専決処分により処理し、直近の総会の承認を得るものとする。

4 改 廃

この施行規則の改廃は、総会の議決による。

5 その他

会則及びこの施行規則に定めるもののほか、会則又はこの施行規則の施行または本会の運営のため必要とする事項は、役員会が定める。

付 則

この施行規則は、会則施行の日から施行する。

この施行規則は、令和元年7月13日一部を改正し、施行する。

[参考] 日吉台コミュニティ基金解散後、残存する次の動産を自治連合会に引き継ぐものとする。

- (1) 倉庫（日吉台小学校グラウンド設置）